

## 上演の作品帰属と観客の承認

西條玲奈  
北海道大学

本発表では、主に近代日本におけるウィリアム・シェイクスピアの翻案作品を参照しながら、ある上演が特定の演劇作品の上演であることの必要条件として、新たに、観客による承認という条件があることを明らかにする。

上演の作品帰属の条件が問題となる背景には、芸術作品の存在論における作品の同一性に関する一連の議論がある。ここで問題となる芸術ジャンルは、演劇や音楽など、一つの作品について複数の上演がありうるようなものである。作品の同一性が問題になるのは、作品が別様の可能性を持ち得たかという様相的性質の有無や、ある作品の間違った上演と正しい上演の違いを設ける基準はどこにあるかという規範性が論じられる場合であった。たとえ同じ上演者によるものでも、上演ごとに差異が存在する以上、どのような上演であればその作品の上演とみなせるかという問題は、芸術活動の実践においても、それが「正統な」上演であるかどうかという問題につながるだろう。

こうした議論を背景に、本発表では、ある上演  $p$  が特定の作品  $W$  の上演であるために必要な条件として下記の 3 つの条件を提案する。

### 【作品帰属の条件】

- (1) 上演者の意図。  $p$  を  $W$  の上演とすることを上演者  $P$  が意図している。
- (2) 支配的源泉。  $p$  は  $W$  の支配的源泉との適切な因果連鎖をもつ。
- (3) 観客の承認。  $p$  は  $p$  の観客  $A$  によって  $W$  の上演であることが知られており、かつ  $A$  は  $P$  ではない。

(1) 上演者の意図、(2) 支配的源泉の条件は比較的理解しやすいものであろう。上演者の意図が必要なのは、上演は人為的な行為であり、その上演を評価される行為者が存在する、という理解に基づいている。たとえば、人工音声の自動読み上げソフトが『義経千本桜』のテキストを読み込んだとしても、そのソフトウェアが上演者とみなされ、人々が賞賛や非難を向けるという状況は少なくとも現実的ではない。この音声は『義経千本桜』の上演として認められないのは、ソフトウェアが意図の条件を満たさないからである。

ただし特定の作品を上演する意図をもつだけでその上演と認められるとは限らない。さらに要請されるのが(2) 支配的源泉の条件であり、これはその作品の上演であるには適切な参照すべき根拠に基づかなければならないという条件である。支配的源泉とは、具体的には  $W$  の原作者の執筆した脚本や、先行する上演などが相当する。たとえば、上演者たちはエウリピデスの『ヒッポリュトス』を上演するつもりだったが、実際には脚本を取り違えており、セネカの『パイドラー』に基づいた上演を行なった場合を

考えたい。この時上演者は『ヒッポリュトス』を上演しようと確かに意図しているのだが、その上演を『ヒッポリュトス』の上演だとは認めることはできないだろう。その理由は、今現在、『ヒッポリュトス』の支配源泉であるエウリピデスの執筆に基づいた上演ではないからである。これら「上演者の意図」と「作品の支配的源泉」という2つの条件は、類似の考えが Wolterstorff(1975, 132)や Levinson(1980, 26)でも素描されており、比較的受入れられやすいと言える。

したがって、作品帰属の条件のうち (1)と(2)の条件はそれほど議論にならないだろうから、本発表では、特に、(3)観客の承認という条件の必要性を示す。私の立場は、上演 p が作品 W の上演であるためにはこれら3つの条件すべてを満たす必要があるというものである。なぜ本発表 (3)が必要な条件であるかといえば、それは作品の(2)支配的源泉が何であるかを決定するためには、観客の承認が欠かせないからである。

ここで用いる「支配的源泉」とは、Evans(1973)において提案された固有名の指示の理論から借りた表現である。エヴァンズによれば、誰かが名前「N」をもって特定の対象 a を指示できるのは、そのような指示が成立するという共通知識と、「N」に結びつけられた情報の支配的源泉は a であることがその共同体で受入れられているからである。同様に、作品にもその支配的源泉が存在する。しかも名前同様、歴史を通してその支配的源泉が何であるかが変化しうることさえある。こうした支配的源泉の変化は、名前の指示対象の決定が、それを使用する共同体の共通知識に依拠するように、その上演を受容する人々が「この上演は作品 W の上演である」と承認、あるいは拒絶するがゆえの変化として理解するのが適切である。

なお、この主張を検討する際の事例として、19世紀末から20世紀初頭の日本においてウィリアム・シェイクスピアの『オセロー』を翻案した川上音二郎一座の『室鷲郎』や宇田川文海の『阪東武者』といった作品を参照する。これらの作品は、近代と異なり、現代では日本においてさえ『オセロー』の上演とは認められがたいと言ってよい。そのため、作品帰属の条件が、社会、歴史的な文脈にいかにか依存するかを示すためには格好の事例だと言える。